平成２１年（フ）第１０４４号
さいたま市岩槻区本町６丁目２番21―205号、旧住所さいたま市岩槻区西原２番82―205号
債務者　村上　絢子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５４号
さいたま市見沼区大字大谷1822番地２　ＲＩ―202
債務者　林　　公介
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６２号
埼玉県川口市芝園町３番２―523号
債務者　星川　直人
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９１号
埼玉県北本市大字下石戸上1966番地39
債務者　清水　裕介
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１０１号
さいたま市桜区西堀７丁目12番25号
債務者　安嶋　義一
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１０７号
埼玉県上尾市五番町９番地14　パナハイツ原市102
債務者　砂原　　豊
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１２６号
さいたま市大宮区三橋２丁目126番地６
債務者　石井　沙綾
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２０８４号
名古屋市中川区かの里３丁目1005番地
債務者　肌附　貴行
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１２７号
愛知県半田市亀崎高根町８丁目52番地　アルファＡ―102号、住民票上の住所愛知県豊田市若林西町茶屋間11番地　レオパレスＲ155ＷＥＳＴ103号
債務者　髙口　和博
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１８７号
名古屋市港区辰巳町23番13号
債務者　大杉太久雄
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２３９号
名古屋市港区稲永５丁目６番２―401号西稲永荘
債務者　成宮さつき
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８８７号
大阪府高石市綾園１丁目９番１―1209号
債務者　古林　三佳
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０５０号
堺市南区赤坂台３丁９番16―406号、前住所堺市南区野々井178番地５
債務者　山下　春子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１４２号
大阪府羽曳野市白鳥１丁目１番４号
債務者　森　　政明
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１５０号
堺市南区竹城台１丁１番３―1120号
債務者　浦　　幸一
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３２２号
岡山県総社市井尻野1558番地３雇用促進住宅１―308
債務者　ハッタ三枝子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第７０号
愛媛県今治市湊町１丁目３―27　県営今治西団地205号、住民票上の住所愛媛県今治市来島31番地
債務者　山田　常春
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで松山地方裁判所今治支部